

張家山漢簡の律文における「宦皇帝」について

好 並 隆 司

< 1 > 張家山247号漢墓は湖北省江陵県城外西南の江陵磚瓦廠内から発見され、1983年に荊州博物館がその発掘作業をし、副葬品を採取した。墓葬の年代は西漢早期、発見された曆譜で見ると、墓主は呂后2年（B, C 186）に葬られたようである。その身分は高くはなく、随葬の古書から見て生前、彼は低級の官吏であるが、法律・計算・医術などに心得があったとされている。竹簡の種類は曆譜・2年律令・奏讞書・脈書・算数書・蓋廬引書であり、総計で1236枚を数える。この内、2年律令の襍律・置吏律・傅食律・賜律・戸律・徭律の中に「宦皇帝」の語句が見えているのがとりわけ興味を惹く。正史によってこの語句を尋ねると、唯一、漢書・恵帝紀に存するのが見いだせる。そして、別に賈誼の「新書」に「官皇帝」の語が見える。先ず始めに、張家山の簡文を摘記してみよう。すなわち、

- 襍 律（184簡） A, 「吏六百石以上及宦皇帝而敢字貸錢財者, 免之」。
- 置吏律（210簡） B, 「有任人以為吏、其所任不廉、不勝任以免、亦免任者其非吏及宦也。罰金四兩, 戍辺二歳」。
- 同 前（217簡） C, 「吏及宦皇帝者、中從騎、歳予告六十日, 它内官、四十日。吏官去家二千里以上者、二歳老婦、予告八十日」。
- 傅食律（237簡） D, 「・・吏皆以実從者食之、諸吏乘車以上、及宦皇帝者、婦休若罷官而有伝者、県舍食人、馬如令」。
- 賜 律（291-93簡） E, 「賜 不為吏及宦皇帝者、関内侯以上比二千石、卿比千石、五大夫比八百石、公乘比六百石、公大夫・官大夫比五百石、大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史母爵者、飯一斗、肉五斤、酒大半斗、醬少半升、司寇・徒隸, 飯一斗、肉三斤、酒少半斗塩二十分升一」。
- 同 前（294簡） F, 「吏官卑而爵高、以宦皇帝者、爵比賜之」。
- 戸 律（320簡） G, 「欲益買宅、不比其宅、勿許。為吏及宦皇帝、得買舍室」。
- 徭 律（411-15簡） H, 「發伝送、県官車牛不足、令大夫以下有賃者、以賃共出車牛及益、令其母賃者与共出牛食、約載具。吏及宦皇帝者、不与給伝送。事委輸、伝送重車、重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老、小未傅者、女子及諸有除者、県道勿敢繇使。節（即）載粟、乃發公大夫以下子、未傅年十五以上者。補繕邑（）、除道橋、穿波（陂）池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下、勿以徭。市垣道橋、命市人不敬者為之。県弩春秋射各旬五日、以当徭。戍有余及少者、隕後年。興（）（）（）（）為（）（）（）及發徭戍不以次、若擅興車牛、及徭不当徭使者、罰金各四兩」。
- 津関令（501簡） I, 「制詔相国・御史、諸不幸死家在関外者、開発索之不宜。其令勿索、具

為令。相国・御史請関外人宦為吏若徭使、有事関中、(不幸死) 県道各
(?) 属所官謹視収斂、毋禁物、以令若丞印封櫝、以印章告関、関完
封出、勿索。櫝中有禁物、視収斂及封。

とある。この張家山漢簡の律文で見ると、以上、七種類、九つの簡に「宦」・「宦皇帝」の語句が存するのがわかる。

<2> 順序に従い、先ず裸律から検討しよう。張家山漢簡編集主任の李學勤研究員らによって作成された大冊⁽¹⁾に記載されるこれら簡文内容にはそれぞれ注釈が付されているが、「宦皇帝」に対しては「在朝中為官」とだけの注記がなされている。そのまま「朝中」だと理解すると、朝廷において官に就いた者、という一般的意味にしかならないのである。これをCに見える「它内官」の語と比較してみると、宦皇帝者は内官に包含されるように思われる。A・C冒頭にある「吏」の語そのものについては西嶋定生氏によると、氏の著書中に引用された「歴代兵制」⁽²⁾に「自公士至不更、皆士也、自大夫至五大夫、皆軍吏也」とあるところからみて、この吏は爵・大夫から五大夫までの階層の成員を指す事になる。また漢書・景帝紀には「吏所以治民也」ともある。従って、この吏を外朝官に充てるなら、C冒頭の部分は「宦皇帝・中従騎とそのほかの内官」となるだろう。それに基づいて私見を述べるならば、問題の語句の注記は「朝中」でなくて、「中朝」の方が良いのではないかと考える。次に「中従騎」とある語については、同注によると、それは騎郎にあたる職と推定されている。前漢書・卷19上を見ると、「郎掌守門戸出充車騎」とあり、それに施された錢大昕の注には「班史紀伝、称郎者皆指宿衛之郎」とみえ、「郎中有車戸騎三将」に対する王先謙の注では、「騎郎見張釈之・衛青・公孫敖伝、亦曰郎中騎見功臣表」とある。これら諸家の注を参照すると、騎郎を含め、彼ら郎官はすべて内朝・宿衛の臣を指しているのである。亦、史記・文帝紀の注によると「姫並内官也・」と「姫」字の見える所からすると、内官は内朝に所属する官と判断して良いであろう。別に前漢書・恵帝紀で見ると、帝が即位して直ちに爵授をおこなったケースがみえる。すなわち「賜民爵一級、中郎・郎中満六歳爵三級、四歳二級、外郎満六歳二級」とあるのがそれである。これに付する何焯の注には「外郎宜对在朝中而言、非員外之散郎也。後世散郎称外郎者、乃借用旧名」とあり、この外郎とは中朝にある者と対置した言い方であるとする。亦、姚鼐の注では「此中郎乃天子禁中親近之人、其所任乃景・武以後、侍中・中常侍之職、其言郎中者言郎侍於中、非以郎中為官名也。外郎者外廷郎也。其所任、乃景・武以後、三署中郎・侍郎・郎中之職。後之所言中郎者、乃在司馬門中、其周廬之外為外也。漢初所言中者、宮禁之中而殿署在司馬門中皆為外矣」とあって、中郎は天子の禁中に親近する職位を指すと言う。王先謙の注では「姚解、郎中未安。案百官表、郎中令秦官、属官有大夫・郎謂者、皆秦官。又言郎掌守門戸、出充車騎、有議郎・中郎・侍郎・郎中皆無員、多至千人。議郎・中郎秩比六百石、侍郎比四百石、郎中比三百石、令以郎中為名、若中大夫令・中書謁者令之比是。秦世即有郎中。叔孫通伝、殿下郎中俠陛陸数百人、尤漢初有郎中之明証・・汲黯伝、臣得為中郎、出入禁闥、補過拾遺、臣之願也。吾丘寿王伝、遷侍中・中郎、・・參之、中郎・侍郎、親近天子之官・・」と見え、同様に中郎・侍郎は天子に親近する官職であると解している。これら史料の諸解釈に拠るならば、郎中に騎将があり、騎郎はそれに属する位置にあったと推定して良い。姚鼐の注では景・武帝以前には郎中という官の職名はなく、中朝に郎として居る者を指すとしているのであるが。

ここで再びAに戻って、吏六百石以上の者とは高い地位の官吏に属する存在であり、宦皇帝者はそれと同等の扱いがなされている。そうした位階をもつ者たちが「字貸」、注によると「疑指以高利貸、獲利」とあるのだが、こうした官吏の身分の者がかかる高利貸という業務に携わり、それによって利益を得た場合には本来、罰を加えられる筈であるけれども、上記、彼らの場合では身分の特権に依って罰される事はなく、その罪が「免」除されるという内容の律文である。「免」には本来、免職と免除の二種の解釈があるが、「九朝律考」⁽³⁾の漢律考に「旁光侯殷、元鼎元年坐貸子錢不占租、取息過律、免」(王子侯表第三上)「陵郷侯訢、建始二年・又貸穀、息過律、免」とあるケースが挙例されている。この場合は明らかに免職であると思われるのである。これに反して雑律Aの場合は免除、すなわち「許す」の意味となるであろう。

置吏律・Cについて。ここには宦皇帝者と騎郎に対する「予告」の規定がある。『九朝律考』の漢律考には「吏二千石有予告、有賜告」とあり、史記・汲黯伝注に「予告居官不視事」とあるから、「予告」とは吏二千石が在職のままで休暇をとる事を指す。休暇賜与の条件は漢書・馮野王伝に「夫三最予告、令也」とあって、有功第一と言う認定が三回重なれば、本人に帰家休暇が与えられるとされる。しかし、これより早い時期の漢初、恵帝代においては三最の条件は必ずしもなくて、一最のみで良かったのではないか。そのことはともあれ、休暇の実施期間が恵帝による特別の恩恵によって、他の官が四十日のところ、彼らには六十日を与えるという特権規定を内容とするものであった。

傅食律・Dについて。この律は官吏帰休の際の食糧支給規定というべきものであるが、ここに諸吏・乗車の位階と宦皇帝者が同等の扱いをするとしている。前者の「諸吏」は漢書卷十九上、百官志に「諸吏得拳法」とその役職内容があり、沈欽韓の注に「漢官解詁」を引いて「士之權貴不過尚書、其次諸吏」とあって、権貴なる位である。後者の「乗車」は漢書の同卷同志に「爵」の項があり、そこに八級の公乗の師古注に「言其得乘公家之車也」とあり、同、太僕の項に「続志、後漢、車府令一人、六百石、主乘輿」とある。他官よりは優遇措置を行ったものであろう。

賜律・Eについて。この律の内容は天子からの賜与を規定するものと思われるが、ここに見える「不為吏及宦皇帝者」の語句の意味は、これを裸律と比較して考えるならば、吏六百石に至らないが、宦皇帝乃ち君主の側近となった者を指すであろう。「雲夢秦簡」工人程に「隸臣、下吏、城旦与從事冬作、為矢程」とあり、下吏があるので、単に吏という表現は上級に属するそれを指すものと思う。⁽⁴⁾そして「及」の意味はここでは「到達」と解すべきであろう。それを冒頭に置き、次いで爵が関内侯以上で禄・比二千石である場合を始めとして、以下それぞれの爵禄にある者に物品を賜うのであり、とりわけ無爵者には飯・肉・酒等の品が与えられるという規定になっている。続くFでは「官位は低いが、爵は高い宦皇帝者の場合はその爵に比例して之を賜う」と言う意味であろうが、「之」とは具体的に如何なるものを指すかは本文だけでは今一つ明確でない。けれどもEとの関わりで言うとそれが何らかの賜與さるべき物品であろうことだけは一応、推測可能である。

戸律・Gについて。家宅を増し買いの場合、官爵が照応しない時は許可しない。六百石以上の官位を持つ者及び宦皇帝なる者はこの限りでないとの規定である。

徭律・Hについて。官吏が物品を運送する場合、その荷を車に搭載した上で、目的地まで行き、そこで荷を卸す作業をするのが通例である。しかし、「吏及宦皇帝者」に対してはその労働を免

除するという規定がこの条文であって、ここでも矢張り六百石以上の吏と「宦皇帝」者に対して帝による恩恵的措置が見られるのである。

津関令Iについて。これは律でなく、皇帝の詔令であり相国・御史に対して出されている。内容は不幸にして死んだ者の家が関外に在るときに、関所でこれを検索するのは良くない。その検索を止めるよう令を定める。そして相国・御史は、関外の人で「宦為吏」者が用役のような仕事を関中でしていたとき、不幸にして死去したときには、県・道・・に所属している官は謹んでそれを検屍し収斂して、禁制した物は令によって棺に入れてはならないと布告する。そして丞印を以てその棺を封じ、さらに印章を以て関所に告げる。関所はそれを完封して関外に出すのだが、その際、棺内に禁制の物があるかどうかを検索しないように。・・との内容である。ここに「宦為吏」とあるが、その内容についてはどう考えるか。これを既に見てきた上記、律文と対比して、その者の所在地が関外であり、宦皇帝者でかつ六百石以上の位置にある人とみてはどうかと思う。以上、張家山漢簡の律令の中にある「宦皇帝」を中心に、その語句の解釈を一応、行ってきた。この内、7種の律文の規定では「宦皇帝」者に対しては、吏六百石以上の吏と並ぶ資格が与えられており、それに伴う特権が同様に存在すべきことを定めた内容が示されていた。所で、ここに見える「宦皇帝」という表現は古籍の中では稀にしか発見できないのであるが、既に触れた通り、管見の限り正史ではただ、漢書・恵帝紀に次の文章が存在しているのを知るのである。すなわち、

爵五大夫、吏六百石以上、及宦皇帝而知名者、有罪、当盜械者皆頌繫。上造以上、及内外公孫・耳孫有罪当刑、及当為城旦舂者皆耐為鬼薪白粲。民年七十以上、若不滿十歲、有罪当刑者、皆完之。

とあるのがそれである。この文章でも「宦皇帝者」は吏六百石以上に比されており、爵でいうと五大夫と並ぶ位置にある。律の内容はその身分に相当する者が有罪の時、窃盜の罪を取り上げて例示すれば、本来、被疑者に械具を施すべき筈を、械を掛けずに捕らえ置くだけにするという、いわば刑の軽減を配慮する措置がとられた内容規定に他ならない。それ以降の文言も該当者の条件によって減刑の行われることを定めている。また別に、景帝の後元三年の条に「著令、年八十以上、八歲以下、及孕者・未乳・師侏儒当鞠者頌繫之」という条文も該当者の条件によって、先と同様の処置を施したものである。次に正史の外で「宦皇帝」を記するものを見ると、先述、賈誼の「新書」等齊篇があり、そこには次のような記事があった。すなわち、

諸侯王所在之宮衛，織履躡夷、以皇帝所在宮法論之。郎・中謁者受謁取告、以宦皇帝之法予之。事諸侯王、或不廉潔平端、以事皇帝之法罪之。曰一用漢法、事諸侯王、乃事皇帝也。

とあるものである。この文章における「宦皇帝」部分の解釈については、中国社会科学院歴史研究所の裘錫圭氏による「説宦皇帝」⁽⁵⁾の論述がある。裘氏によれば、この語は古典にみることは稀と指摘しつつ、参考文献として上述、漢書・恵帝紀を挙げている。そして「新書」等齊篇の「宦皇帝」はまさに恵帝紀にある「宦皇帝」の訛文に他ならないとする。その理由として、宦の字は宦と形が近く、宦の字が官に訛する例は他の典籍に多く見られるとして、「国語」の越語下、「礼記」雜記下、「淮南子」修務、「論衡」命禄等を挙例しているのである。裘氏は亦、続いて「宦」とは本来、臣僕の意味であるので、ここに「宦」字を使ったのだと付記する。そして、郎官・謁者らはもとは門廊近侍に他ならず、彼らは家臣に類するから、「宦」を称したのだとの解釈である。他に参考史料として史記・張釈之列伝の「久宦減仲之産」を挙げ、此処で言う「宦」は釈之

の就いた郎官を指しているとし、同じく「梁孝王世家」の「梁之侍中・郎謁者著籍引出入天子殿門、与漢宦官無異」とあるのを引いて、郎官・謁者が「宦」と称されていたのはその明証だとする。すなわち、裘氏は「宦」は官と同義で、とりわけ郎官・謁者のような家臣を「宦」と表わしたと解するのである。氏は宦が官に訛すると言ひ、ほぼ同義と見るが、しかし、私見では官は常に宦ではなく、宦は裘氏も言うように官の内の家臣・臣僕すなわち皇帝の側近者に限られていることにとりわけ留意しておかねばならぬと思う。張家山漢簡の出土により、宦の意味は裘氏の論じた宦＝官を些か越える内容を明らかにしたのである。

<3> 1、2で見たように、残された漢簡史料の中での「宦皇帝者」はとりわけ漢初の恵帝・呂后代に表現される語句として使われており、彼ら「宦」は君主の側近にあって、その恩恵を享受する階層の吏であったと思われる。秦代では「秦時、官吏立有宦籍、廢官者当被除其宦籍、受此処分者、如不遇赦、永不得任官」（高有大罪、秦王令蒙毅法治之、毅不敢阿法、当高罪死、除其宦籍）「史記・蒙恬列伝」。⁶⁾とあって、官吏は宦籍を持ち、そこに登録されていた。従って秦代では、官は同時に宦であったことは裘氏の言うとおりでである。かかる官吏一般の呼称のなかで、ではどうして「宦皇帝」或いは「官皇帝」を特別に他官と分別して取り扱うようになったのか。このことを注釈家に依ってみると、恵帝紀に付された文頴の注では「言皇帝者以別仕諸王国也」とあって、ここで特に皇帝と表現するのは王国に仕える者と区分する為だと解している。高祖の時代に異姓諸侯はおおむね排除されたが、同姓諸侯はなお健在であった。この王国に仕える者と比較して「宦皇帝者」を優待し、そうした措置によって、中央政府の官吏を増加させようとしたのが恵帝の意図であったと解するのでもあろうか。ほぼ同様の見解を張晏は次のように述べている。「時諸侯治民、新承六国之後、咸慕郷邑、或貪逸豫楽、仕諸侯。今特為京師作優裕法也」。すなわち、前漢帝国は六国の後を受けていて、在地の士はその郷里を離れ難いため、在地の諸侯に仕えようとする傾向が強い。そこで皇帝の居る京師に赴いて官吏になる者に対しては、特に優待の法を作ったのだと言う。しかしながら他方、如淳の注では張晏の解釈と異なり、「知名謂宦人教帝書學、亦可表異者也」とあるよう、「知名」の語を宦官が帝に書・學を教える事によって「名を知られた」者と解し、為にこの人物を特別待遇したものとす。更に顔師古の場合では「諸家之説皆非也。宦皇帝而知名者謂雖非五大夫・爵六百石吏而早事恵帝、特為所知。故亦優之、所以云及耳。非謂凡在京師異於諸王国、亦不必在於宦人教書學也。左官之律起自武帝、此時未有。礼記曰宦學事師、謂凡仕宦非闈寺也」と述べて、上記、三家の解釈を皆、誤りと断じている。彼によれば、「宦皇帝なる者」は早期に恵帝に仕えたと言う理由により、皇帝が彼を優待したもので、その人物が単に京師にあるため、諸王国に居るのと異なる処置を執ったと言うのでない。亦、如説のように、宦すなわち宦官が書・學を教えたものというのも亦、誤りである。左官の律—すなわち朝臣が諸侯に出仕するのを制御する律は武帝代に初めて作られたもので、漢初、恵帝の時期にはその規定は存在しなかった。従って、張説も正しくないし、そして、ここで言う宦は闈人の意ではないので、既述のように如説も亦、正しいとは言えないと述べている。さて、以上の諸注釈家の解釈について、私たちはどのように判断すればよいのであろうか。先ず、顔師古の説明について見るならば、

「謂雖非五大夫・吏六百石而早事恵帝、特為所知、故亦優之」の部分は「爵五大夫・吏六百石でなくても、早い時期に恵帝に仕え、知名である者に対して優待の措置をした」と言うのである

う。この「非五大夫・吏六百石」を襟律Aと比較してみると、恵帝紀同様、宦皇帝者とのセットになっているので、これを「宦皇帝者」と分離することはできない。従って、この部分の顔注は誤っていると言わねばならない。そう考えるならば、それに連鎖して、早く恵帝に仕えた者が「宦皇帝」者であると言う解釈もどうかと疑問になる。すなわち、家臣・臣僕でなくても、普通の吏が早期に出仕すれば「宦皇帝者」となるはずだからである。次に「非謂凡在京師異於諸王国」はどうか。すなわち京師に居ることが特別な意味を持たないとの趣旨を言っているものであるが、これは文穎・張晏の説を批判するために述べているようである。しかし、「早事恵帝」者が「宦皇帝」者であるならば、歴代の皇帝に対しても早事した場合、すべてその語句を使用されて然るべきであるのに、他の漢代の諸皇帝の場合にはこの語句は使用されていない。したがって、この「宦皇帝」の語句は恵帝代に、とりわけて使用されたものと考えられるから、先述、文・張の注解は矢張り棄てがたい。漢書卷五十、鄭當時伝には「其先鄭君嘗事項籍、籍死而属漢、高祖令諸故項籍臣名籍、鄭君独不奉詔、詔尽、拜名籍者为大夫、而逐鄭君、鄭君死」とあり、鄭當時の父、鄭栄の事跡を記している。ここに上文、「令」字の注に王先謙は「於上前、称項籍之名也」と言う。「称項籍之名」とは具体的には何を指すのか。「称名」とは声高に姓名を点呼する意味であるが、「事物紀原」・学校貢挙部・唱名に「帝按名、一一呼之、面賜及第、唱名賜第・・」とある。鄭君は旧主の名を称してその籍を捨て、帝の点呼に応じて新たな名籍を受けるはずであるが、彼はそのことを潔しとせず、冒頭の項籍の唱名を拒否したわけである。皇帝としては諸侯の臣の旧主に対する信義を解消して、新たな臣下として帝への忠誠を誓わせることが必要であった。ために、そうした一種の儀式をさせたものであろう。別に諸侯王に仕えた人材も漢初には多く存在しており、上記、鄭君のような中央政府に出仕しない硬骨の士も亦、少なくなかったと思われる^(補注)。そうした事態に対応するための措置の一つとして、京師の中央政府、すなわち恵帝に仕える吏に対して、上述、優待の措置を行ったものであろう。

さて、以上の史料とは別に睡虎地秦簡の「法律答問」⁽⁷⁾の中に上記、張家山漢簡の「宦皇帝」に関連するのではないかと思われる次の文章が見える。すなわち「可謂宦者頭大夫。宦及智於王、及六百石吏以上、皆為頭大夫」とある記述である。ここにみる「可」は「何」であり、「宦」とは注によると「官となる人」とされ、「及」は「達」の意であり、そして「智」は知るの意だという。松崎つね子氏の解説によると、「宦（仕）えて王に知られるに及びしもの、及び六百石の吏以上を皆、頭大夫となす」とされる。この官人が王に認知され、別に俸禄が六百石以上に達する者は両者共に、頭大夫に位置づけられるというのが、その簡の釈文となるだろう。王に知られる人と六百石以上の吏が頭大夫である、として上記各々の条件が頭大夫となるのには必要なのである。この頭大夫とは頭官としての大夫クラス、すなわち二十等爵制で言うと、五級の大夫、六級の官大夫、七級の公大夫、八級の公乘、九級の五大夫の枠内に入るものと考えられる。先述の張家山漢簡の賜律Eを参照すると、そこには官吏俸禄の六百石以上とは関係なく「宦皇帝者」が存在し得ることがわかり、「法律答問」の場合と全く同様ということが判明する。すなわち、官として王に知られる者と、「及」は文物出版社版の注に見る「到達」でなく、松崎訳のように「及び」と読んで、六百石以上の者が「頭大夫」である、と睡虎地秦簡の「法律答問」では言っているのである。これによって秦王政の時代と漢・恵帝の時代の史料、この双方の関連が直接迎えられることが解った。このようにして、君主の側近の臣と俸禄六百石の吏が頭要なる「大夫」の階層

として尊重されているのであるが、このことは、既に早く秦の恵文王の時代からみられたのである。文字としては「宦皇帝」は王制時代であるから当然、現れないにしても、「宦王者」乃ち王の側近者・王家の臣に対する特別待遇と言う措置はこうして秦の王政時代から引き続いて存在してきたものである。この点から見ると、恵帝時に現れる「宦皇帝者」も必ずしも特異ではなく「宦王者」の秦代以来の伝統を承継しているとも考えられ、前漢を通じて殆ど見られない「宦皇帝」と言う恵帝時代における特別の表現と、彼らに対する優待措置の背景には古くからの伝統も亦、継承され底流していることに中国の伝統的社会的特徴を感得できるのである。このような事と関連の窺われるものとして、既述の賜律・Eの末尾に見える「母爵者飯一斗、肉五斤、酒大半斗、醬少半升、司寇・徒隸、飯一斗、肉三斤、酒少半斗、塩二十分升一」とある身分の低い者に対する賜与規定が存する。これと類似のケースとして雲夢秦簡・傳食律に「・・使者之從者食糲米斗・・不更以下到謀人、糲米一斗、醬半升、菜羹、除、藁各半石。宦奄如不更」とある。これも從者・不更以下の者という低階層の人であり、米・飯・酒・醬の品目と賜与の量が双方ほぼ対応している。これも秦以来の伝統を踏襲していると見ることができるのである。

注

- (1) 張家山漢墓竹簡(247号墓)文物出版社、2001、11刊。
 - (2) 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」第一章、大庶長以下の爵について、参照。東京大学出版会。「歴代兵制」は守山閣叢書所収。
 - (3) 程樹徳、商務印書館、1926. 刊。
 - (4) 雲夢秦簡の工人程の注によると、下吏は吏に落とされた者とし、「古書中或称下級的吏為下吏、与簡文不合」と古書の意見の誤りと記すが、私見では古書説を執る。
 - (5) 「古代文史研究新探」江蘇古籍出版社、1992、6刊。
 - (6) 高恒「秦簡中与職官有関的幾個問題」(雲夢秦簡研究、中華書局編輯部編、1981. 北京)。
 - (7) 「睡虎地秦墓竹簡」文物出版社、1978、11刊。松崎つね子「睡虎地秦簡」明德出版社、平成12年7月。
- (補注) 漢の高祖の幕下にあった張良は初めその厩將に就いたものの、その後、韓王の臣となり、その滅亡とともに再び高祖の下に戻ったが、臣下となって官位には就かなかった。従って、その位次は62位と低い。漢初にはかかる人物もいたのである。(拙稿「前漢高祖期における張良の位置」岡山女子短大紀要第19号、1996. 10)